明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五一）　一
〔告　示〕
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（総務一九四）　三
○無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を運用しない場合を定める件の一部を改正する件（同一九五）　四
○肥料を登録した件（農林水産一〇三八）　五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一〇三九）　八
○肥料の登録を失効した件（同一〇四〇）　八
〔人事異動〕
防衛省　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○総務省令第五十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十五日

総務大臣　片山　善博

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第五号に次のように加える。

⒀　設備規則第四十九条の二十四の三に規定する技術基準

別表第二号二⑼ア中「設備規則第四十九条の二十四の二」の下に「又は第四十九条の二十四の三」を加える。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号第2注17に次のただし書を加える。

ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何) 系衛星」のように記載することができる。

別表第二号の二第5注26(1)に次のただし書を加える。

ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何) 系衛星」のように記載することができる。

別表第二号の二第5注26に次のように加える。

(7)　回線設計書を添付する場合には、(3)及び(4)の記載を要しない。

別表第二号の二第5注28(1)中「人工衛星の名称を」を「注26(1)に準じて」に改め、同注に次のように加える。

(9)　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

別表第二号の二第5注29(1)中「注28(1)」を「注26(1)」に改める。

別表第二号の四の4及び5中「並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2」を「、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3」に改め、同表注16に次のただし書を加える。

ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何) 系衛星」のように記載することができる。

別表第二号の四注30(1)中「人工衛星の名称等を」を「注16に準じて」に改め、同注に次のように加える。

(9)　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

別表第二号の四注31(1)中「注30(1)」を「注16」に改める。